

資金運用委員会	資料 3
第 29 回 (H27. 6. 19)	

平成 27 年度答申第 号

答 申 書 (案)

当委員会は、平成 27 年 5 月 15 日付け平成 27 年度諮問第 1 号により諮問のあった「被用者年金制度の一元化に伴う資金運用のあり方」について、下記のとおり答申する。

記

1 厚生年金保険給付（1・2階）に係る基本ポートフォリオについて

管理運用主体である地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」という。）が「地方公務員共済組合資金運用検討委員会」において、管理運用の方針を検討しているところであり、連合会は実施機関として当該管理運用方針に適合するように基本方針の策定等を行うこととなる。

連合会の厚生年金保険給付に係る基本ポートフォリオの策定における基本的な考え方は、厚生年金保険事業及び地方公務員共済組合の共通財源としての一体性を確保する観点から、地方公務員共済組合の基本ポートフォリオ案と同一とする。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	35.0%	25.0%	15.0%	25.0%
許容乖離幅	±15%	±14%	±6%	±12%

2 経過的長期給付（旧 3 階）に係る基本ポートフォリオについて

経過的長期給付に係る基本ポートフォリオの策定においては、本来、閉鎖型年金の特性を踏まえ、年金給付の将来予測を的確に行い、資産・負債両面からの十分な分析を行った上で、基本ポートフォリオを策定することが求められる。

しかしながら、資産側の前提である積立金総額が一元化前に判明せず、確定・精算が行われるのが平成 28 年秋頃の見込みとなり、基本ポートフォリオ策定の前提条件が整っていない状況であることから、地方公務員共済組合の経過的長期給付に係る基本ポートフォリオ案は厚生年金保険給付に係る基本ポートフォリオ案と同様とされた。

このような中、連合会の当面の運用としては、積立金総額が判明しないことに加え負債総額が示されていないため、国内債券については、Nomura BPI 総合での運用は行わず、管理面やコスト面などを勘案し、現行の Nomura BPI Ladder20 年に基づく運用を行うこととし、その期待リターン・リスク及び相関係数を用いてサーブラス最適化を行い算出した資産構成比を目安として運用を行うこととする。

3 平成 27 年 9 月末までの運用について

被用者年金一元化により、管理運用主体である地共連が定める管理運用方針に規定する予定の地方公務員共済組合の基本ポートフォリオ案が平成 27 年 3 月 27 日に公表されたところである。今後、連合会においては、厚生年金保険事業及び地方公務員共済組合の共通財源としての一体性を確保する観点から、連合会の積立金の各資産の構成割合が、地方公務員共済組合の基本ポートフォリオ案の許容乖離幅内に、市場への影響を考慮しながら速やかに入ることが望まれる。

このため、平成 27 年 9 月末までの運用については、地方公務員共済組合の基本ポートフォリオ案の許容乖離幅内に向かう取引を、現行基本ポートフォリオの許容乖離幅を超えて行うことを許容することとする。

4 リスク管理の充実・強化について

被用者年金一元化後の運用においては、ポートフォリオのリスク資産の構成割合が高まること並びにアクティブ運用資産の引き上げ、新たな運用手法の導入及び許容乖離幅の中での機動的な運用を行う可能性がある。したがって、今後の運用を行うにあたっては、移行期間も含め、リスク管理の充実・強化を図る必要があるため、現状のリスク管理を踏まえて検討課題の洗い出しを行い、管理運用主体である地共連が定める管理運用方針との整合性を図りながら、資産全体、各資産、運用受託機関等におけるリスク管理について、引き続き検討していくこととする。

平成 27 年 6 月 19 日

資 金 運 用 委 員 会
会 長 浅 野 幸 弘

全国市町村職員共済組合連合会
理 事 長 小 谷 隆 亮 様